

中小企業経営者のみなさん、中小企業で働く社員のみなさん、ご家族のみなさん、

ぜひこの資料をもとに話しあってみましょう！

みんなが幸せになるために

# めざして 公正な 税制を

私たちは「中小企業憲章」の  
考え方を推進します

中小企業憲章とは、日本の経済、社会、文化および国民生活における中小企業・自営業の役割を明確にし、豊かな国づくりの柱にすえることをめざして、2010年6月に閣議決定されました。その中には「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。」と明記されています。この憲章の精神を実現するために、現行の中小企業基本法をはじめ諸法令の整備・充実する道筋を示すものです。

私たちが納めた税金は、国民の「健康で豊かな生活」を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の財源になります。私たちは一人では生きていけません。税金は、私たちが社会で生活していくための、いわば「会費」といえるでしょう。

税金は、「富の再分配」「景気調整」「経済政策の推進」「国内産業の保護」の機能を持っていると言われています。

このような税金を誰がどのように負担し、何に使われるのか。私たち中小企業経営者とそこで働く社員のみなさん一人ひとりが、むずかしい問題といわずに、税金や財政についてしっかり考える必要があるのではないのでしょうか。

**中小企業家同友会全国協議会**



# 1

## 税金の大原則は公平性、「能力に応じた負担」

～日本国憲法に基づいた「平等」の考え方で～

企業の社会的使命、役割の根幹は「納税」と「雇用」です。私たち中小企業家同友会は、「よい会社をつくろう、よい経営者になろう、よい経営環境をつくろう」という目的の実現のために、「人を生かす経営」を通じた企業づくりを進めています。雇用を守り、適正な利益を得て納税し、企業活動を通じて社会に貢献していこうと考えています。

だからこそ、税制は公平であってほしいと願っています。この間、税制について学習をすすめる中で、税制本来のあり方は、「能力に応じた負担」が原則であること、その根源は、日本国憲法にもとづいていることを学びました。

日本国民の納税の義務については日本国憲法の第30条に定められていますが、その前提として第14条には「す

べて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。税金については、形式的な平等ではなく実質的な平等のことをいっています。また、「第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」には、最低限度の生活費には課税してはならないという意味があります。

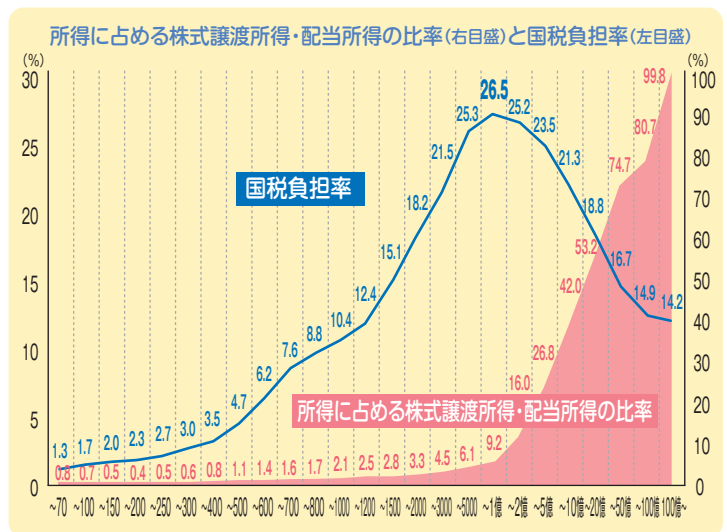
このような実質的な税の平等についての考え方はフランスの人権宣言やドイツのワイマール憲法から継承されたもので、「支払い能力に応じた負担」が原則です。しかし、現在の日本では、この憲法に反して大金持ちや大企業を優遇した税制となってしまうています。

# 2

## 個人でも ～所得税も累進課税のはずなのに…～

累進課税とは「所得が増えるほど高い税率をかける」という考え方です。高所得者の所得への税率を高くし、低所得者の税率を低くすることで、富の再分配を端的に実現する税制です。アメリカの法人税率も累進課税になっています。

一方、現在の日本の税制では、右図のように所得1億円の税率26.5%がピークになっていて、それ以上に所得が上がると、実際の税負担率は下がるようになっていきます。これは、証券優遇税制の影響といわれており、2000万円の売却益で10%の200万円(所得税・住民税、分離課税)しかかかりません(2014年より20%に変更)。高額所得者層では所得の多くを右図のように、株式売却益と配当所得が占めています。



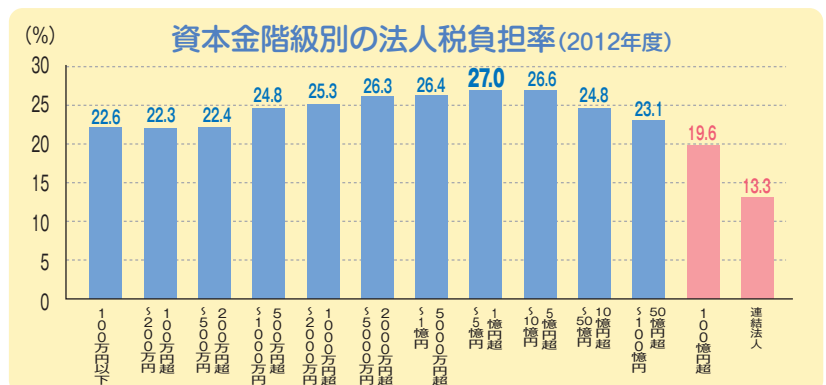
出典：国税庁「申告所得税標準調査」(2007年分)より作成

# 3

## 企業でも

～現実には、巨大企業より中小企業の方が高い負担率です～

資本金別に比べてみると、法人税負担率が一番高いのは資本金1億円以上5億円未満の企業(負担率27%)です。資本金100億円を超える大企業の法人税負担率は19.6%、国内の子会社と合算して申告する連結納税法人では負担率13.3%です。右図を見てもわかるように、巨大企業は資本金1億円以下の中小企業(税率22～26%)の半分の税率でしか負担していません。

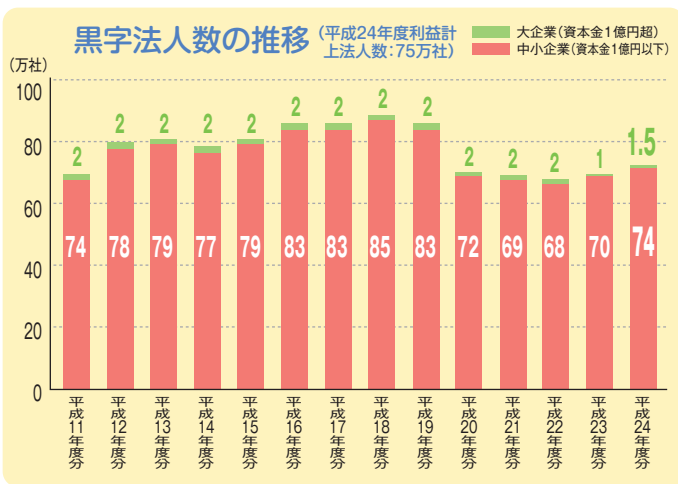


出典：富岡幸雄「税金を払わない大企業リストの公表ー法人税制改革の方向を誤るなー」商学論纂(中央大学)第56巻第3-4号(2014年11月)を参考に国税庁資料より作成

# 4

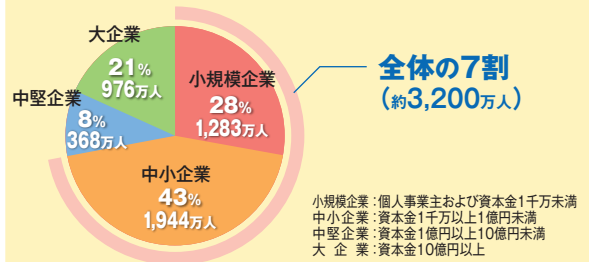
## 「中小企業は赤字企業が多く、税金を納めていない」という声がありますが…

- 中小企業の黒字企業数は約74万社（黒字企業全体の98%）もあります。
- 地域経済を支えている、利益800万円を超える中小企業は約19万社です。
- 赤字企業も地方税（均等割）を納めています。また中小企業は雇用を通じて国民生活を担い、地域のインフラとしての機能も果たしています。
- 中小企業は、雇用数全体の約7割にあたる3200万人を雇用し、社会保険料の5割にあたる12兆円を負担し、社員の給与から発生する所得税として法人全体の約4割にあたる3兆円を納めています。



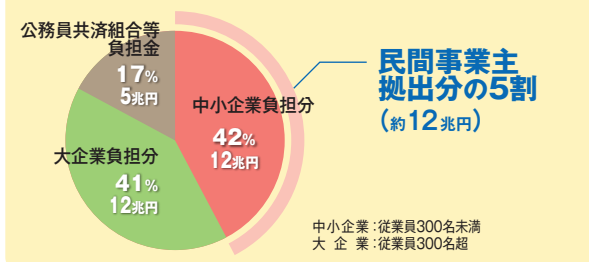
出典: 国税庁「会社標準調査」(平成24年)

### 中小企業が支える雇用 全体の雇用: 約4,570万人



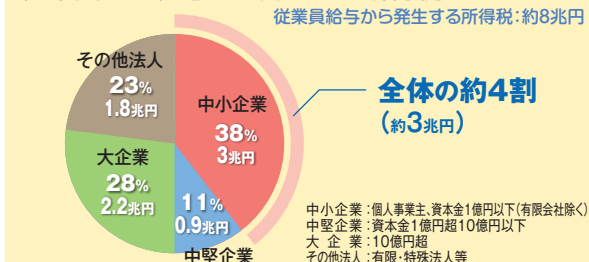
出典: 「経済センサス」(平成24年)

### 社会保険料の負担 社会保険料事業主拠出分: 約29兆円



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付集計表」(平成23年) 厚労省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(平成25年)より推計

### 従業員への給与から発生する所得税 従業員給与から発生する所得税: 約8兆円



出典: 国税庁「民間給与実態調査」(平成24年)

〈日本商工会議所作成資料より〉

# 5

## 日本の法人税って高いのでしょうか？

法人税を引き下げることが産業活性化の最重要課題と言われていますが、果たして日本の法人税率って、他国と比較して、高いのでしょうか？

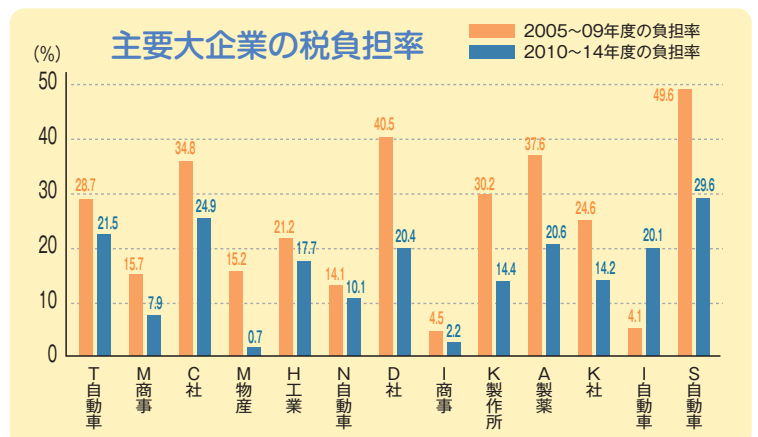
主要大企業の実際の税率は、様々な優遇税制により低くなっています。更に法人税率を引き下げても設備投資や賃金に回らないのが現実です。また、法人税率を引き下げれば海外の企業が日本に進出すると思いますか？

### 国・地方を合わせた法人税率 (2015年4月現在)

国名	日本	アメリカ	フランス	ドイツ	中国
実効税率	32.11%	40.75%	33.33%	29.66%	25.00%

### 租税特別措置によるさまざまな優遇税制

- 試験研修費の税額控除
- 受取配当金益金不算入
- 連結納税
- 海外投資等損失準備金などの損金算入
- 株式発行差金への非課税



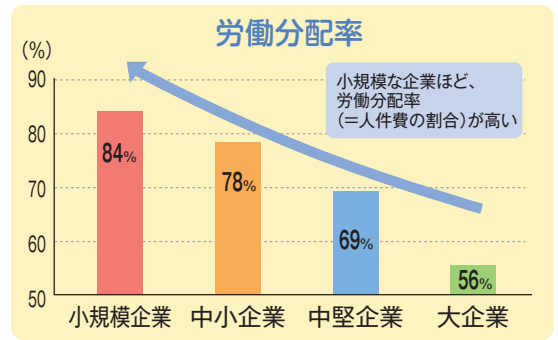
(注) 法人3税(国税の法人税、地方税の住民税、事業税)の負担率  
 5年間の税負担額を5年間の税引前当期純利益で割って負担率を掲載  
 資料: 各企業の個別損益計算書による。単位: 億円、%  
 出典: 菅隆徳 税理士が作成した資料より

# 6

## 法人税率引き下げの代替財源に「外形標準課税」?

従業員給与に課税する外形標準課税は現在、「資本金1億円を超える」企業に課せられています。この外形標準課税の中小企業への適用拡大は「雇用の維持を困難」にし、「賃金引き上げ」を抑制します。政府が取り組んでいる、賃金引き上げの流れにも逆行です。法人税を引き下げた場合の税収減を、この外形標準課税の中小企業への適用拡大によって補おうとしているという指摘もありますが、公平な税制に戻せば、5兆円の財源がうまれます。

※労働分配率とは、「人件費÷付加価値」、つまり企業の儲けの内、人件費の配分比率のことです。



出典:財務省「法人企業統計」(2013年)より作成

# 7

## 消費税率を10%以上に?

～直接税(所得税・法人税)と間接税(消費税)のあり方も考えましょう～

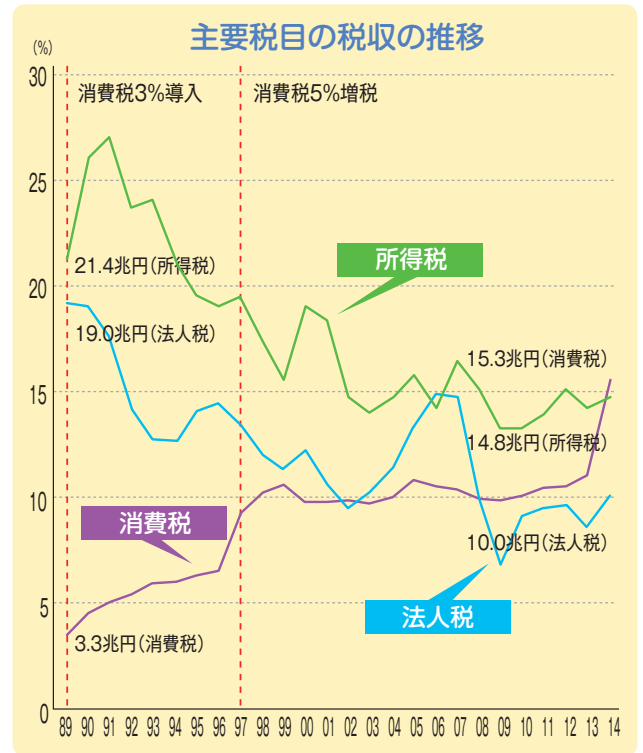
### 消費税の実質負担

私たち消費者は、買い物たびに8%の消費税を支払っています。お店や会社はその消費税を一旦預かり、後日まとめて納めることになっています。しかし市場の力関係の中では、たとえ消費税率が上がっても、販売価格に全て転嫁できないこともあります。その場合は、転嫁できなかった分の消費税を、お店や会社が負担することになってしまいます。

### 消費税増税は必要でしょうか?

消費税は広く、薄く、「公平」に負担する税といわれますが、実際には低所得者ほど負担が重くなります。

デフレ経済脱却をめざして実行されたアベノミクスは、その成果が一部の企業や大都市部などに限定され、中小企業や地方ではむしろ状況は厳しくなっています。このような中で、既定路線のように、税率アップを実行すれば、デフレ克服はおろか、ますます国民の生活は厳しく、地域経済は疲弊することが予想されます。また、軽減税率を導入すれば、企業の負担も多くなります。



(注)2012年度以前は決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額  
出典:財務省「財務統計」より作成

### 中小企業憲章(2010年6月18日閣議決定)

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。(中略)政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。(前文より一部抜粋)

### 中小企業家同友会全国協議会

〒102-0074  
東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F  
TEL 03-5215-0877 FAX 03-5215-0878  
<http://www.doyu.jp/>

<http://www.doyu.jp/>

中同協

検索

各都道府県に中小企業家同友会があります。各連絡先はウェブサイトに掲載しています。アクセスしてください。